

## 【議案第5号】

### 寄居町デマンド交通実証調査業務委託業者選定審査委員会設置規程

(趣旨)

第1条 寄居町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、寄居町デマンド交通実証調査(以下「実証調査」という。)業務の委託事業者を選定するため、寄居町デマンド交通実証調査業務委託業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審査し、当該業務にふさわしい事業者を選定し、その結果を協議会に報告するものとする。

- (1) 企画提案書及び見積書等の評価に関すること。
- (2) 委託事業者の選定に関すること。
- (3) その他、委託事業者選定の実施に関し必要と認める事項。

(組織)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる6人の委員をもって組織する。

2 審査委員会は、所掌事務を完了した時点で解散する。

(委員長等)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は協議会の会長とし、副委員長は協議会の副会長とする。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、会議に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月20日から施行する。

## 別表

寄居町デマンド交通実証調査業務委託  
業者選定審査委員会委員

| 構成   | 氏名    | 団体名等             | 協議会委員区分   |
|------|-------|------------------|-----------|
| 委員長  | 白川 充  | 寄居町副町長           | 会長（5号委員）  |
| 副委員長 | 久保田 尚 | 埼玉大学大学院理工学研究科教授  | 副会長（6号委員） |
| 委員   | 鳥塚 健  | 寄居町連合区長会長        | 3号委員      |
| 委員   | 池田 和男 | 寄居町民生委員・児童委員協議会長 | 3号委員      |
| 委員   | 轟 幸男  | 寄居町総務課長          | 6号委員      |
| 委員   | 関根 薫  | 寄居町商業観光振興課       | 6号委員      |